総合福祉部会 第11回

H23. 1. 25 参考資料2

野原委員提出資料

#### そうごうふくしぶかい 第11 回総 合福祉部会への意見書

ていしゅついいん のはらしょうへい提出委員 野原正 平

けいしょう

#### 1. 難病対策要綱の継承とそれを担ってきた専門家の参画

さいしゅういけんさくせい かほど なんびょうたいさくようこう かいたく すいしん ささ最終意見作成までの過程で、「難病対策要綱」を開拓・推進・支え せんもんか とうじしゃ しんぽうせいてい じっしかてい さんかく がしてきた専門家・当事者の新法制定・実施過程への参画について、私は いっかん しゅちょう 一貫して主張してきました。

だい かいぶかい ほか いいん かかわ W.L. 第 10回 部会でも他の委員から「いままで関ってきた医師などを抜きに、このま しゅし はつげん

ま進んで良いのか」という趣旨の発言がありました。

なんびょう すいしん せんもんか なんびょうたいさくようこう すいしん せんもんか なんびょう 難病についていうと「難病対策要綱」を推進してきた専門家(難病 なんびょう たいさくいいんかいかんけい なんびょう おうだんてきけんきゅうはん いし かんごしほか ぎょうせい 対策委員会関係・難病の横断的研究班)の医師・看護師他)、行政 ほけんぎょうせい しゅうろうしえんかんけい なんびょうしえん かかわ せんもんてき ちてきざいさん (保健行政・就労支援関係)は、難病支援に関り専門的な知的財産を らくせき しんぽう なか けいしょう ぜひ ひと 蓄 積 しています。 新 法 の 中 に、この 継 承 するとともに是非、こういう 人 たち ちくせき いけん けんかい こうてき ちょうしゅ きかい からの意見・見解を公的に聴取する機会をもつようにしてもらいたい。これが だった にんぽう なか なんびょう ふくし かん しんぎかい かしょう せっちできない場合は、新 法の中に、「難 病と福祉に関する審議会」(仮 称)を設置 くだ して下さい。

うけん めいき かんつ

#### 2. 健康権の明記・貫徹

けんぽう ほしょう にほん けんぽう ほしょう けんこうけん じょう けんこう ぶんかてき 日本では、憲 法で保障されている健康権(25条:「健康で文化的な さいていげん せいかつ ほしょう うた しゃかいほしょう しょうがいしゃ ふくし最低限の生活の保障」)が謳われていながら、社会保障・障害者・福祉 さいていげん せいかつ ほしょう うた 

ほしょう そうごうふくしほう かしょう さぎょうぶかい げんだんかいことの保証を「総合福祉法」(仮称)でどうするか…作業部会の現段階 ぎろん 7 の議論では見えていない。

てん じゅうぶん りゅうい めいき かんてつ どりょく こんご かくさぎょうこの 点での十分な留意と、それを明記・貫徹する努力を今後の各作業 ぶかい ぎろん き 部会の議論に期したい。

せいど たにま たいおう とくべつたいおう 3.「制度の谷間」対 応には特 別 対 応を

じょうき じじょう なんびょう ないぶしょうがいしゃ ふくしせさく たいけいてき 上 記 の 事 情 から、 難 病・内部 障 害 者 への福祉 施策が 体 系 的 でなくばらばら じたい もんだい げんざい ふくしせいど かんが ばあい バラバラな事態がある。この 問 題 は、現 在 の福祉制度を 考える場合、そういうれきしてきけいか いじょう せいど たにま み いりょう 歴史 的 経過から、 異 常 な「制度の谷間」ができたと見ることができる。 医 療かんれんぶんやいがい たにま そんざい 関 連 分野以外にも「谷間」はかなり 存 在 する。 いりょう ふくし しょうがい なんびょう せいど たにま ちょうさ もと だかい 「医 療 と福祉」、「障 害 と 難 病」の制度の谷間の 調 査 とそれに 基 づく打開せさく とくべつ かだい いち ひつよう おも たにま おお

いりょう ふくし しょうがい なんびょう せいど たにま ちょうさ もと だかい 「医療と福祉」、「障害と難病」の制度の谷間の調査とそれに基づく打開せさく とくべつ かだい いち ひつよう おも たにま おお 施策を…特別な課題として位置づけることが必要に思う。「谷間」の多くは、りょういき そんざい おも じっさい でーた とぼ じゅうらいこの領域に存在すると思われる (…が、実際のデータは乏しい)。従来のしょうがい たにま じゅうぶんたいおう ひつよう 障害にある「谷間」に十分対応することが必要である。

いじょう 以上

しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎ

#### 障 がい者制度改革推進会議

いいん みな **委員の皆さま** 

そうごうふくしぶかいぶかいちょう

総 合福祉部会部 会 長

いいん みな **委員の皆さま** 

いっぱんしゃだんほうじん ぜんこくしんぞうびょう こ まも かい 一般 社団 法人 全国心臓病の子どもを守る会

かい 5ょう さい とう ゆき え 会 長 斉 藤 幸 枝

とうきょうととしまくひがしいけふくろ えざわ 〒170-0013 東 京 都 豊島区 東 池 袋 2-7-3 柄 澤  $\mathfrak{l}^{"}$   $\mathfrak{l}^{"}$   $\mathfrak{l}^{"}$   $\mathfrak{l}^{"}$   $\mathfrak{l}^{"}$   $\mathfrak{l}^{"}$   $\mathfrak{l}^{"}$   $\mathfrak{l}^{"}$   $\mathfrak{l}^{"}$   $\mathfrak{l}^{"}$ 

電 話. 03-5958-8070 FAX.03-5958-0508

しんぞうびょう こ にん ひとり わりあい う 心 臓 病 の子どもは 100人に1人の割 合で生まれてきます。しかしその多くはいりょうぎじゅつ はってん せいじん けんじょうしゃどうよう しゃかいじん い 医 療 技 術 の発 展により、成 人 し、健 常 者 同 様、社 会 人 として生きて行くことができます。

いちぶ しんそうびょうじ おお しょうがい かか かてい がっこう しょくば がんば しかし、一部の心臓病児は、多くの障害を抱え、家庭で、学校で、職場で頑張っております。心臓病児者は一見健常者の様に見えますので、外目にはわかりにくく、障害者であることが理解されにくいため、時として障害者施策からも抜け落ちてしまうことがあります。

しんそうびょうじしゃ じょうきょう りかい ないぶしょうがいしゃ いち そのような 心 臓 病 児 者 の 状 況 をご理解いただき、内部 障 害 者 としての位置づけ めいかく しゃかい いちいん く せさく けんとう せつ ようぼう を 明 確 にし、社 会の一 員 として暮らしていける施策の 検 討 を 切 に 要 望 いたします。

## ▽1 かさな時は医療的ケアと育児支援が必要です。

ができません。風邪を引きやすく、感染症に弱いので、外遊びが苦手です。

おお じちたい こ いりょうひ むりょう ふくざつしんきけい しゅじゅつ 多くの自治体では子どもの医療費が無料になりましたが、複雑心奇形など手術 いりょうきかん かぎ しんそうびょうじ とうきょう おおさか おかやま ふくおか いできる医療機関が限られている心臓病児は東京からも大阪、岡山、福岡に行りがら たがく ひょう かぞく ふたん くことは珍しくなく、多額の費用と家族への負担がのしかかっています。

## がくれいき しんそうびょう りかい きょういく がっこう せつびかいぜん ひつよう ▽2 学齢期は心臓病を理解した教育と学校の設備改善が必要です。

しんそうびょうじ かいだん とく にがて きおん へんか びんかん とく あつ つら 心臓病児は階段が特に苦手です。また、気温の変化にも敏感で、特に暑さは辛えれべった くうちょうせつび ほく、ぐったりしてしまいます。エレベーターと空調設備が欲しいのです。

しんそうびょうじ しゅじい きょか ぷーる だめ たいいく また、心臓病児だからと、主治医の許可があるにもかかわらず、プールはダメ、体育けんがく いちりつたいおう こ きょういく のぞも見学といった一律対応ではなくその子にあった教育が望まれます。

せいじんご えんかくき いりょうてきけぁ せいかつ しゃかいてきさぽーと  $\heartsuit 3$  成人後は遠隔期の医療的ケア、生活していける社会的サポートが ひつよう 必要です。

いりょうめん せいじんせんてんせい しんそうびょう がいらい びょういん ぜんこく すく医療面では、成人先天性の心臓病の外来のある病院は全国でもまだ少なるがある。 しょうにか おとな じゅんかんきないか じゅしん く、多くは小児科や大人の循環器内科を受診しているのが現状です。対応で来るいりょうきかん すたっふ ようせい きゅうむ しんそうびょうしゃ にんしん しゅっさん 医療機関とスタッフの養成が急務です。また、心臓病者の妊娠・出産についての相談や対応のできる医療機関が少なく、一般の産婦人科では多くの場合、断られてしまいます。

しんそうびょうしゃ とく せいじんせんてんせいころしっかんかんじゃ けんじょうしゃ たいちょう へんか 心臓病者、特に成人先天性心疾患患者は健常者にくらべ、体調の変化 おおいため、一般就労は厳しい状況です。先天性心疾患患者に合った しょくぎょうくんれん かいはつ ないぶしょうがいしゃこよう かくだい じぎょうしゃ りかい そくしん ひつよう 職業訓練の開発や内部障害者雇用の拡大、事業者への理解の促進が必要です。

おや せいかつ めんどう み しんぞうびょうしゃ おや ふあん 親が生活の面倒を見ている心臓病者は、親がいなくなったらと、不安です。

### にようがいしゃせいどかいかく 障害者制度改革にあたっての私たちの願い

# しんぞうびょうじしゃ いりょう じゅうじっ 1. 心臓病児者の医療の充実について

しょうしか すす なか みらい こ たい しえんさく じゅうじっ とく いりょう めん 少子化が進む中、未来ある子どもに対する支援策の充実、特に医療の面では ちいきかくさ ぜせい かんわ きゅうむ しんしっかんじおよ せいじんせんてんせいしんしっかん 地域格差の是正・緩和が急務となっています。心疾患児及び成人先天性心疾患かんじゃ いりょう のぞ 患者の医療やQOLが向上されることを望みます。

- しんぞうびょう げかてきちりょう たい しんたいしょうがいしゃてちょう うむ
  (1) 心臓病の外科的治療に対しては、身体障害者手帳の有無にかかわらず、おうのうふたん げんそく こうひじょせい おにな げんこう じりつしえんいりょう 応能負担を原則とした公費助成を行うなど、現行の自立支援医療について、りょうしゃぼんい せいど さいこうちく 利用者本位の制度となるよう再構築してください。
- いりょうひ じょせいないよう じゅうじつ じょせいせいど ちいきかくさ しょう (2) 医療費の助成内容を充実するとともに、助成制度では地域格差が生じてい ぜせい す とうよう ふたん あんしん いりょう うることから、これを是正し、どこに住んでいても同様の負担で安心した医療が受けられるようにしてください。とりわけ、少子化対策とともに乳幼児や子どものいりょうひじょせい じゅうどしょうがいしゃ いりょうひじょせいせいど くに せいど 医療費助成と重度障害者への医療費助成制度については、国の制度によるむりょうか じつげん 無料化をぜひ実現させてください。
- こうど せんしんてき しゅじゅつ ちりょう う きょじゅうち はな にゅういん (3) 高度、先進的な手術や治療を受けるために、居住地を離れて入院せざるえ こ たい こうつうひ かぞく いちじてき たいざい たいざいひよう を得ない子どもに対する交通費や家族が一時的に滞在するための滞在費用なけいげん こうひしえんせいど つくどの軽減のため、公費支援制度を作ってください。
- しんぞういしょく かん すべ ひょう ぞうき はんそうとう ふく けんこうほけん (4) 心臓移植に関する全ての費用(臓器の搬送等を含む)について、健康保険およ こうひふたん たいしょう 及び公費負担の対象としてください。

# しょうにまんせいとくていしっかんちりょうけんきゅうじぎょう 2. 小児慢性特定疾患治療研究事業について

しょうにまんせいとくていしっかん ちりょう けんきゅう じぎょう かいぜん 小児慢性特定疾患治療研究事業の改善とともに、20歳以後きゃりーおーば かんじゃ いりょうひじょせい しえんさく せいどか のぞ (キャリーオーバー)の患者への医療費助成のための支援策の制度化を望みます。

- まんせいしんしっかん かかわ にんていきじゅん きじゅんこくじ かいぜん しょうらいてき しゅじゅつ (1)慢性心疾患に係る認定基準(基準告示)を改善し、将来的に手術を まく ちりょう かのうせい けいかかんさつ せいど たいしょう 含めた治療の可能性がある「経過観察」についても制度の対象であることを めいかく はんえい 明確に反映してください。
- のいかく はんえい 明確に反映してください。
  しょうにまんせいとくていしっかんちりょうけんきゅうじぎょう とくていしっかんちりょうけんきゅうじぎょう とくていしっかんちりょうけんきゅうじぎょう (2) 小児慢性特定疾患治療研究事業と特定疾患治療研究事業のせいごうせいかくほ りょうせいど ほうせいか はか ざいせいてき あんてい整合性を確保するとともに、両制度の法制化を図るなど、財政的な安定、ちいきかくさ かんじゃ たちば た せいど そして地域格差のない患者の立場に立った制度にしてください。

## 3. 福祉

しんぞうびょうじしゃ しょうがい しゅじゅつ かいぜん しょうがい いりょう 心臓病児者の障害は、手術をして改善されても、生涯にわたって医療をひつよう ひと おお しょうがい がいけん じっじょう 必要とする人は多く、その障害は外見からはわかりにくいのが実情です。

しんぞうびょうじしゃ しょうがい ただ りかい しんぞうびょうじしゃ じりつ しえんさく 心臓病児者の障害を正しく理解し、心臓病児者の自立のために支援策のけんとう こうじょう てきせつ せさく かくじゅう ぐたい検討をすすめ、QOLの向上につながる適切な施策を拡充してください。その具体 さく つぎ ようぼう 策として、次のことを要望します。

- しょうがいしゃ ちいき じりつ せいかつ ひつよう じょせいせいど つく (1)障害者が地域で自立して生活していくために必要な助成制度を作ってくだ さい。
- げんざい にちじょうせいかつようぐきゅうふ しょうがいしゃじりつしえんほう かいごほけんほう (2) 現在の日常生活用具給付については、障害者自立支援法、介護保険法、 じどうふくしほう もと なんびょうかんじゃとうきょたくせいかつしえんじぎょう 児童福祉法に基づくもののほか、「難病患者等居宅生活支援事業」や しょうにまんせいとくていしっかんじにちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう へいぞん 「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業」によるものが並存し せいど きゅうふたいしょう ようぐ しゅもく こと ており、これらの制度については、給 付 対 象 となる用具の種 目 がそれぞれ 異 な できょう ゆうさきじゅんい たいへんわ がた つか かた じょうきょう るほか、適用の優先順位もあり、大変分かり難く、使い難い状況があるたりょうしゃ してん た せいど とうごう かいぜん てきせつ しゅうち すすめ、利用者の視点に立ち、制度の統合や改善、適切な周知などを進めてくだ さい。

#### きょういく 4. 教育

- ないぶしょうがい とくべつしえんきょういく たいしょう しゅうち (1) 内部 障害 も特別支援教育の対象となることを周知してください。 しょうがい おう ひつよう きょういく う つうじょうがっきゅう とくべつ (2) 障害に応じて必要な教育を受けられるようにするため、通常学級、特別しえんがっきゅう とくべつしえんがっこう きぼう がっこう がっきゅう せんたく 支援学級、特別支援学校など、希望する学校または学級を選択できるよう にしてください。
- にゅういん じたくりょうよう とうこう こんなん ばあい がくしゅう くうはく しょう (3) 入院や自宅療養などにより登校が困難な場合に学習の空白が生じないよ がくせき いどう う ほうもんがっきゅう いんないがっきゅう きょういく ばう、学籍の移動をせずに受けられる訪問学級や院内学級などの教育の場を <sub>ほしょう</sub> 保障してください。
- えれべーた すろーぷ れいだんぼう せっち ようしきといれ せっち たよう しょうがい (4) エレベーター・スロープ・冷暖房の設置・洋式トイレの設置など多様な障害 たいおう がっこうしせつ ばりあふりーか くだ に対応できるよう学校施設のバリアフリー化をすすめて下さい。
- しえんいん ほじょきょういん はいち ひつよう じんてきはいち おこな せいど (5) 支援員や補助教員の配置など必要な人的配置が行われるように制度を かいぜん 改善してください。
- いどうしえん つうがく しよう (6) 移動支援を通学にも使用できるようにして下さい。

### 5. 仕事

- しんたいしょうがいしゃてちょうしょじ う t かか なんびょう まんせいしっかんかんじゃ ふく (1) 身体障害者手帳所持の有無に関わらず、難病、慢性疾患患者も含め しょうがいしゃ あんしん はち つづ せいど つく た障害者が、安心して働き続けられるための制度を作ってください。
- しょうがい とくせい じっじょう おう しゅうろうけいたい かのう じゅうなん せいど つく (2) 障害の特性や実情に応じた就労形態も可能とする柔軟な制度を作って ください。

いじょう 以上